

# 保険会社のグループ経営に関する規制のあり方について

## ー保険契約の包括移転に係る規制の見直しー

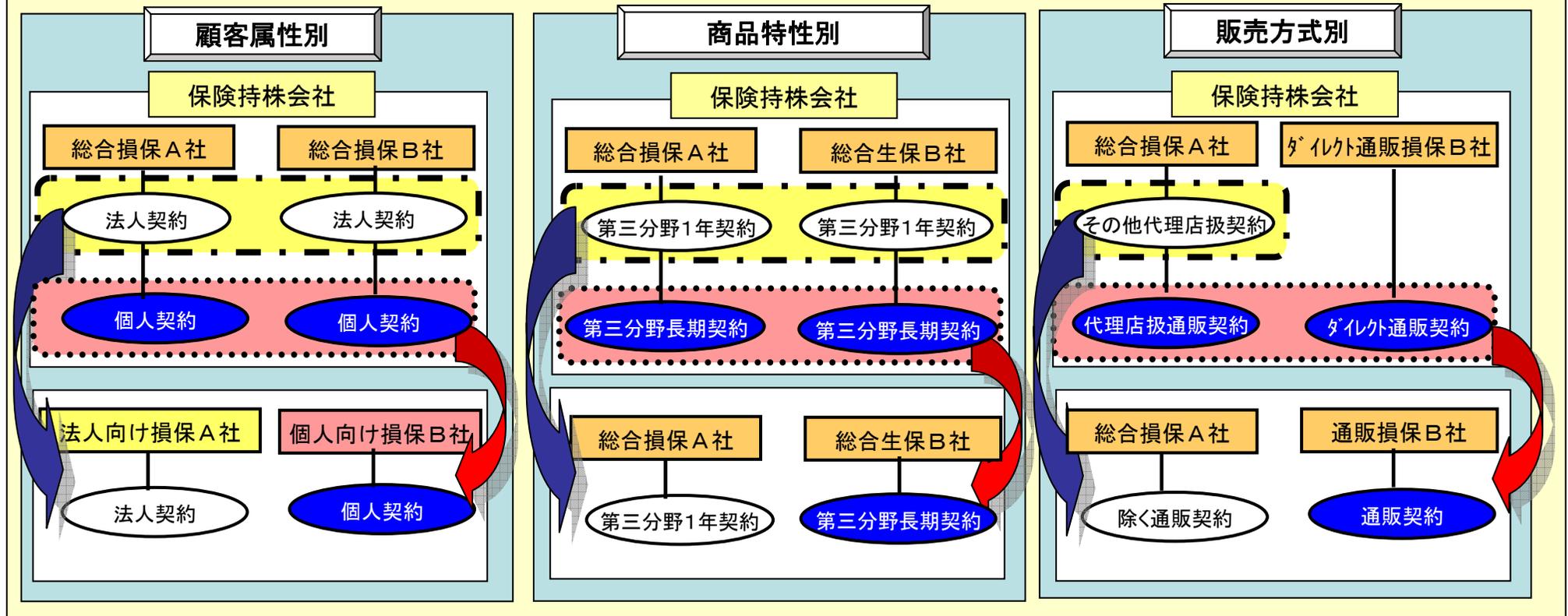
平成23年7月27日

社団法人日本損害保険協会

## II. 保険契約の包括移転に係る規制の見直し

### (1) 業界のニーズ例

- 前回お伝えしたように顧客属性別、商品特性格別（保険期間等）、販売方式別の再編が考えられる。
- 上記の切り口で分社化することによって、各社は効率化を図るとともに、多く取扱う商品や契約方式の専門性を高めることが可能になると考えられる。
- これらを通じて、コストの削減による保険料の引下げ、顧客特性に応じたサービスの提供等が可能になると考えられる。



## II. 保険契約の包括移転に係る規制の見直し

### (2) 包括移転のメリット

#### ① なぜ合併してユニット制や事業部制を行わないのか

- 包括移転については、そもそもグループ内のみを前提としているわけではない。また、グループ内の場合でも、一般論として必ずしも合併が最適な経営戦略となるわけではなく、様々な選択肢があり、その中から自由に選べるのが望ましい。
- 合併の場合、一般的に人事・総務・システム等の統合等により膨大な時間とコストがかかる。加えて、保険会社の場合は、免許申請関連書類（基礎書類）・各種商品規定・各種帳票の統合、それぞれの代理店との委託契約をどうするか等の問題がある。そのため、既に複数の保険会社がグループ内にある場合は、合併より既存法人を有効に活用するほうがメリットの出るケースがある。
- 保険会社毎に異なるビジネスモデルや商品戦略（商品ラインアップ、価格戦略）を採っているケースもあり、それを維持することが望ましいケースも想定される。

#### ② 損保でも包括移転制度を活用する必要があるのか (契約更新毎に移転すればいいのではないか)

- 更新毎に個別に契約を移転するとなると、機動性を欠くだけでなく完全に契約を移転しきれないケースも想定される。現在でも責任準備金算出単位毎の包括移転は認められており、契約移転を行なうのであればこの制度を利用したい。
- グループ内での活用とは別に、保険会社破綻の場合に本制度を活用するケースも想定しており、この場合には一部の契約でも移転できるようにしておくほうが、破綻救済の選択肢も多様化できる。

## Ⅱ. 保険契約の包括移転に係る規制の見直し

### (3) 検討を要する事項

---

- ① 移転先保険会社および移転元保険会社の健全性の確認
- ② 適正な責任準備金の算出
- ③ 保険契約者意向の反映

## II. 保険契約の包括移転に係る規制の見直し

### (4) 移転先保険会社および移転元保険会社の健全性の確認

- 包括移転に係る現行の規制は、1912年に制定されている。約100年の間に保険会社の健全性を巡る監督、規制は大幅に進化している。
- 近時、監督、ソルベンシー・マージン比率の厳格化等により、一段と保険会社の「経営管理の高度化」が図られ、保険会社グループおよび個社の健全性が向上してきている。包括移転の前後での個々の保険会社の健全性についても、決算ごとに確認が可能である。

#### 【ソルベンシー・マージン比率】

○金融庁主催のソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームによる「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)」の取り纏め(2007年2月)



#### ○短期的見直し

ソルベンシー・マージン比率の厳格化(2012年3月期決算)  
連結ソルベンシー・マージン比率導入(2012年3月期決算)

#### ○中期的見直し

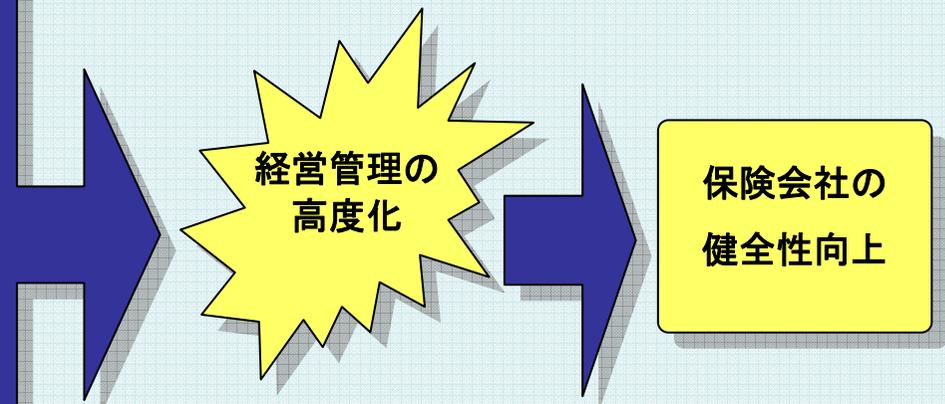
経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト(2010年6月～)

#### 【保険会社に係る検査マニュアル】

統合的リスク管理態勢についての視点を追加(2011年2月)

#### 【IFRS(国際会計基準)】

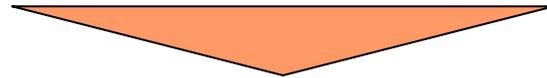
導入に向け検討中



## II. 保険契約の包括移転に係る規制の見直し

### (5) 適正な責任準備金の算出

- 現時点でも技術的には、分割移転される保険集団についてそれぞれの責任準備金を計算することが可能である。
  - 普通責任準備金は、原則として、現存契約の未経過部分の保険料に相当するものであり、分割移転後の相当額の計算が可能である。
  - 異常危険準備金等については、過去の保険契約からの蓄積という性質があり、単純に切り分けできるものではないが、適正な移転価格を計算する過程で、算出していくことになる。
- また、契約移転はボラティリティーを高めるという意見もあるが、リスク分散効果も有している。



適正な責任準備金の算出については、例えば以下のような観点で当局が包括移転について最悪の事態も想定した上での認可審査を行うことで、包括移転の移転単位を廃止することが可能なのではないか。

#### 【認可の際の審査基準（例）】

- 2つに分けた各集団の損害率（損害率の算出方法等も新たに定める）
- 移転を行う集団と移転元に残る集団の保険料のボリューム
- 移転先、移転元の会社の健全性
- 移転により商品性（含むサービス）が大きく変わることがないか
- 移転先の事務態勢が整っていること 等

## II. 保険契約の包括移転に係る規制の見直し

### (6) 保険契約者意向の反映

保険契約者意向を反映させるためには、契約者に対して詳細な情報を提供することが有用であり、その手法としては、現行規制に以下の対応を加えることが考えられる。



- 例えば、移転単位を細分化する場合には、包括移転を行う保険会社は移転対象の全契約者向けに（但し、非幹事契約は除く）包括移転を行うことについて事前の通知を行う。

#### (ご参考) 現行規制

##### ■ 包括移転についての公告

移転会社は、①包括移転に係る契約の要旨、②移転会社、移転先会社の貸借対照表、③移転先会社の商号、名称、本店の所在地等に加えて、移転対象契約者で異議がある者は、一定期間内に異議を述べる旨を記載しなければならない。

##### ■ 異議申し立て制度

移転対象契約者の総数の5分の1を超える契約者が異議を申し立てた場合等には、包括移転を行うことは認められない。

##### ■ 書類の備え置き

移転会社は、一定期間①包括移転に係る契約の契約書、②移転会社及び移転先会社の貸借対照表を各営業所又は事務所に備え置かなければならない。